

表現コミュニケーション教育委託に係る審査委員会設置要領

（設置）

第1条 表現コミュニケーション教育委託に係る審査事業を実施するに当たり、その契約の相手方を参加者からプロポーザル方式により決定することに対し、厳正かつ公正に行うため、表現コミュニケーション教育委託に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 公募型プロポーザルを実施するための募集要領に関すること。
- (2) 企画提案者等の審査及び契約候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

（組織等）

第3条 委員会の委員は、教育長を委員長とし、以下の者から選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

- (1) 教育長
- (2) こども教育課長
- (3) 軽井沢高等学校長または教頭
- (4) 軽井沢中学校長または教頭
- (5) 軽井沢東部小学校長または教頭
- (6) 軽井沢中部小学校長または教頭
- (7) 軽井沢西部小学校長または教頭

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会こども教育課軽井沢高校・教育魅力化推進係において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月8日から施行する。